

随意契約理由

令和 5年(2023年) 4月 19日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	NTT 豊中ビル～豊中市4拠点（第一庁舎・第二庁舎・上下水道局・消防局）の光ファイバ回線利用
契約内容	NTT 豊中ビル～豊中市4拠点（第一庁舎・第二庁舎・上下水道局・消防局）の光ファイバ回線利用
契約締結日 及び契約期間	令和5年（2023年） 3月30日 令和5年（2023年） 4月1日から 令和8年（2026年） 3月31日まで
契約の相手方 （所在地・名称）	（株）オプテージ
契約金額	7,286,400円(税込み)
随意契約理由	<p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p> <p>本契約は、NTT豊中ビルと豊中市役所第一庁舎、NTT豊中ビルと第二庁舎、NTT豊中ビルと豊中市上下水道局、NTT豊中ビルと豊中市消防局との間に各々既に敷設している光ファイバ回線（以下「同回線」という。）を引き続き使用することを目的とするものです。</p> <p>そのため、同回線を所有する株式会社オプテージ（以下「同社」という。）以外が実施することが不可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社と随意契約を締結するものです。</p>